



～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

ほっとレター

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター

〒392-0022 長野県諏訪市高島3-1201-90

TEL 0266-52-2444 FAX 0266-52-5244

e-mail info-sharoushi@misawakaiei.jp

8

2018

働き方改革関連法案が遂に成立 主要改正規定は来年4月から順次施行

公布日（本年7月6日）から、旧雇用対策法の改正が施行されましたが、これは、「働き方改革に係る基本的考え方を明らかにする」といった内容となっています。

主要な改正が本格的に施行されるのは、平成31（2019）年4月1日からとなります（以後、段階的に施行）。いつまでに、どのような対応が必要となるか？ 気軽にお尋ねください。

なお、具体的な改正規定の内容につきましては、適時紹介させていただきます。



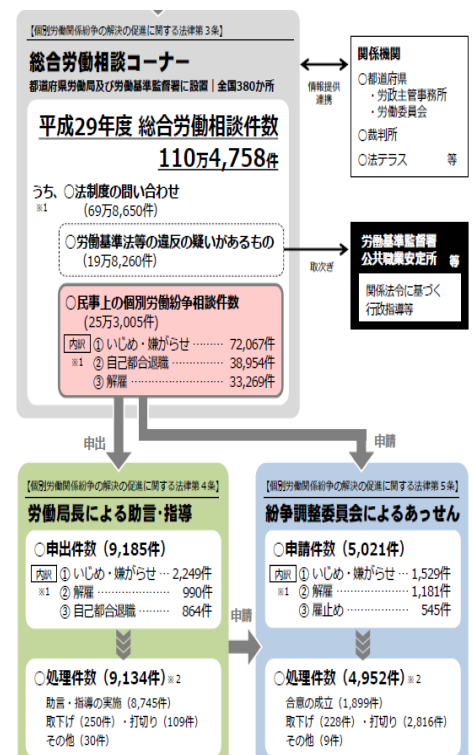
「いじめ・嫌がらせ」が労働トラブルのトップ 「個別労働紛争解決制度の施行状況(平成29年度)」

6月27日に、厚生労働省から、平成29年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止や早期解決を支援するもので、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

- 総合労働相談、あっせん申請の件数はいずれも前年度と比べ減少、助言・指導の申出件数は増加。
- ・総合労働相談件数は110万4,758件で、10年連続で100万件を超え、高止まり
- 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」が引き続きトップ
- ・民事上の個別労働紛争の相談件数では、72,067件（同1.6%増）で6年連続トップ
- ・助言・指導の申出では、2,249件（同1.9%増）で5年連続トップ
- ・あっせんの申請では、1,529件（同6.9%減）で4年連続トップ
- 「いじめ・嫌がらせ」以外では、「解雇」、「自己都合退職」、「雇止め」の件数が多い
- ・民事上の個別労働紛争の相談件数では、2位が自己都合退職（38,954件）、3位が解雇（33,269件）
- ・助言・指導の申出では、2位が解雇（990件）、3位が自己都合退職（864件）
- ・あっせんの申請では、2位が解雇（1,181件）、3位が雇止め（545件）

★厚生労働省では、今回の状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいくとのことです。企業の経営担当者としては、個別労働紛争のトップが「いじめ・嫌がらせ」であるということは知っておきたいところです。このような状況をみると、各企業において、各種ハラスメントの防止対策などに万全を期す必要があるといえます。



特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン Q&Aを更新

個人情報保護委員会から、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」などに関するQ&Aを更新したとのお知らせがありました（平成30年6月更新）。

追加・更新された箇所のうち、企業実務にも関連があるものを紹介させていただきます。

平成30年6月に更新されたQ&Aのうち、主要なものは次のとおりです。



<個人番号の利用制限－3>

Q1－3 複数の個人番号関係事務で個人番号を利用する可能性がある場合において、個人番号の利用が予想される全ての目的について、あらかじめ包括的に特定して、本人への通知等を行ってよいですか。

A1－3 事業者と従業員等の間で個人番号の利用が予想される事務であれば、あらかじめ複数の事務を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことができます。なお、従業員等ごとに利用目的を特定し、通知等する必要はなく、事業者の利用目的を特定し、まとめて通知等することができます。

更新箇所→赤字の部分を削除・追加

更新理由→将来的な利用可能性も含めて包括的に特定できる旨を明確にするため、記載を追加

<個人番号の提供の要求－6>

Q4－6 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。

A4－6 法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー（個人番号）を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバー（個人番号）の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。従業員等との間でマイナンバー（個人番号）の提供の有無を判別できますので、特定個人情報保護の観点からも経過等の記録を行うことが望ましいものと考えられます。

なお、税務署では、社会保障・税番号（マイナンバー）制度に対する国民の理解の浸透には一定の時間を要する点などを考慮し、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載がない場合でも書類を収受することとしています。マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることから、今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバー（個人番号）の提供を受けられなかった方に対して、引き続きマイナンバーの提供を求めていただきますようお願いいたします。

（注）マイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合における、「提供を求めた経過等の記録、保存」は法令上の義務ではありません。「いつ提供を求め、その結果として提供を受けられなかった事実」を事後的に明らかにすることが可能であればよく、提供を受けることができなかった個別の事情までは記録する必要はありません。

更新箇所→全面差替え

更新理由→国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」（Q1－2）が更新されましたので、これに伴い更新。

★その他、個人番号の利用目的の通知等に関するQ&Aなどについても更新が行われています。詳しい内容については、総務省やマイナンバー総合サイト等へお尋ねください。

お仕事 カレンダー 8月



8/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

8/31

- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 個人事業税の納付（第1期）
- 個人事業者の当年分消費税の中間申告
- 個人の道府県民税・市町村税の納付（第2期）

木村：世界制覇して、戦争がなくて、安心して子育てができる世界にしたい。

五味：教育に力を入れて優秀な人材を育成する。

池上：野望は特にないので、みんなが平和に暮らせるように努力します。

武井：ディズニーランドの無料化！年々、入園料が高くなっているの・・・

濱：独裁者になった自分が想像できません(><)だから何もできません。

高野：独裁者になりたくないの、考えられないです(笑)

両角：次の独裁者を探す。何をしてもわからないし、向いていないと思うので。

宮坂：独裁者にはなりません。

今月の一冊

「経営者の手帳」 坂本光司 あさ出版

「日本で一番大切にしたい会社」シリーズで知られる、法政大学大学院教授、経営学者の坂本光司氏の著作を紹介いたします。

たいていの人は、仕事や普段の生活をする中で、大切にしていたり

影響を与えられた「座右の銘」「金言・名言」というものを持っていたり認めていたりするのではないかと思います。

坂本氏が、多くの経営者やリーダーとお会いした中で、気づいてほしいこと・感じたことを「坂本教授のなるほど経営語録50選」としてメモを一覧表にしてこられました。その内容を紹介されて、それを聞いた経営者や大学院生などの要望に応え、それをさらに100まで増やし紹介、解説されたのが今回紹介する本です。

この本の帯に、「当時、社長は給料をほとんど取っていませんでしたが、一般社員の給料が減額されることはありませんでした。だからわが社の社員はみんな、社長を信頼しています。これからどんなことがあってもついていきます。私たちの自慢の社長ですから。」大阪の、売上前年比80%減少した会社の総務課長さんの言葉だそうです。

経営者だけでなく、すべての働く人や幹部社員でもとても参考になること本だと思います。

一冊通して読んででもよし、何か行き詰まったときパラパラと1つだけ読んででもよし。常に傍らに置いておきたい一冊ではないかと思います。



◆あともがき◆

去る8/2のセミナーには多数の方にご出席いただき、誠にありがとうございました。今回の法改正が非常に多岐に渡り、内容も盛りだくさんで今後の会社経営にもかなり影響が出ると思われるため、意識的に強めに説明差し上げました。

「法を守る」ということは義務ですが、義務を果たすのは口で言うほど容易いことではないと思います。しかしまず、今後は就業規則や諸規程の作成・変更、労使協定の整備、雇用契約書や労働条件通知書による労働条件の明示は最低限必須となることでしょう。(現在も義務ですが。) そのうえで、どの様に労務管理をしていくか。キチンとした労務管理ができていない会社には、なかなか人が入ってくれないということは、今後は可能性としては大いにあります。

せっかく仕事をもらってもそれをやる人が足りない、なので断る、仕事が来なくなる、十分なお給料が払えない、人が辞める・入社しない、仕事を断る。。。という負のスパイラルに入ってしまうと大変です。

自社は、どの部分で負のスパイラルに入らないようにするのか。どこを見直し改善することで正のスパイラルにすることができるのか。

人口減少は今のところ止めようがないので、それを踏まえたうえで会社経営やそのサポートを考えていかないといけないと感じています。

「労務診断ブック」のおすすめ

現在、社会保険労務士連合会では、「労務診断ブック」をお勧めしております。このブックを受け、「働き方改革取組宣言」をしていただくと、厚生労働省のHPに、働き方改革に向け頑張っている企業ということで掲載されます。

実際に実施できていなくても、これからやっていくと宣言するだけです。是非どうぞ。詳細はお問い合わせください。

しゃろうし みやさかの
ひとりごと

— 大相撲下諏訪場所 —

今年の夏は本当に暑いですね。

うちの小さい畑の作物も すっかり
おれて ヒーマンなどは やけどをして
茶色くなってしまいました。

朝夕ジワで 水をくみても いちめですが
焼け石に水です。

7月28日 よいて二祭りの日に雨が
ふったきりで 毎日 カラカラです。

雨をいでもしみようかしら？

8/6 大相撲下諏訪場所
に行ってきました。

とても暑い日でしたが 会場は大型テント
がはてあり 風も吹きぬけていました。

私はタマリ席Aという所でしたが
土俵から数えると 10列目くらいでした。

タマリ5席にすればよかったと後悔
しました。

巡業の相撲は 是非子に見せる

もので ほとんどの決まり手は

寄り切りでした。

土俵の上はスポットライトが あたり

力士も暑いはず 汗びしょりです。

3横綱も 郷藏海も大かっさいでした。

力士は大きい でっかい。

西国の本場所で見ると 行司も呼び出し

も ちゃんと下諏訪に来ていて

一生けんめい動いていました。

相撲甚句、初切、太鼓、横綱の

土俵入り みんな よかったです。

いい夏をたのみました。



8月6日月

開場/午前8時 場所/下諏訪町赤砂崎公園(荒天時 下諏訪体育館)

有料観覧
チケット

向正面 タマリ席A 2列 6番



井口 グループ

Iguchi Group



諏訪湖リゾート
株式会社

門前ひろば食祭館
ラコ華乃井ホテル

聴泉閣かめや
浜の湯